

平成21年度第1回総合セキュリティ対策会議

(平成21年9月11日)

発言要旨

1. 局長挨拶

局長： 本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、当会議に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

総合セキュリティ対策会議につきましては、委員の皆様方の御協力を得まして、本年度で9年目ということになりました。これまでいただいた御提言に基づき、例えばインターネット・ホットラインセンターの設立や、あるいはファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の発足等、具体的な成果に結びついているところであり、深く感謝申し上げたいと思っております。また、昨年度は「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策」についての御提言をいただき、本年6月に児童ポルノ流通防止協議会が発足し、提言内容の実現に向けた取組みを行っていただいているところです。

さて、本年度は、「インターネット・オークションにおける盗品の流通に関する問題とその対策」について意見交換をお願いしたいと考えております。近年、盗品の処分先としてインターネット・オークションの利用が増加しておりまして、中でもカーナビについては著しい増加が見られます。これまで、この問題につきましては、警察庁でもインターネット・オークションの運営事業者各位に対しまして、盗品の流通防止について、色々と自主的な取組みもお願いしてきたところでございますが、制度的にはインターネット・オークションというのは利用者間での売買の場を提供するというものでありまして、事業者自身は実際の出品物が盗品であるかどうかを確認するというのは極めて困難であるというのが実情で、また、落札者の立場から見ると、少しでも安く落札できればいいということで、盗品であるかどうかといった点については関心がなく、警察への通報も期待できないというような状況です。また、カーナビについては自動車保険で損失が補填されるということで、被害者自身もあまり関心が高くないということもあり、カーナビの盗品の流通防止については、日本損害保険協会からも規制改革会議に対して、対策の要望がなされているという状況です。

こういった状況の中で、インターネット・オークションが盗品の簡便な処分先として定着すると、窃盗などの犯罪を助長することにつながるおそれもあり、警察と事業者等が連携して実施できる対策について検討

を行っていく必要があると考えて、このテーマを選んだということでございます。

委員の皆様方には、本年度もそれぞれの分野での御経験、御見識を踏まえまして貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

2. 委員紹介

【事務局による委員紹介の後、新たに就任した委員による自己紹介】

3. 平成21年度総合セキュリティ対策会議の検討課題について

【事務局から、平成21年度総合セキュリティ対策会議の検討課題について説明】

事務局： 今回の議題については、「インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策」としているが、インターネット・オークションにおける盗品処分の実態として、カーナビが突出して多い状況にあることから、まずは具体的に問題となっているカーナビに係る実態の認識を共有した上で、インターネット・オークションにおける流通防止対策について、具体的な御検討を賜りたいと考えている。

4. インターネット・オークションにおける盗品の処分状況等について

【事務局からインターネット・オークションにおける盗品の処分状況について説明】

特にカーナビ関係の窃盗について、組織犯罪との関係が明らかになっているようなものがあれば、教えていただきたい。

事務局： 例えば暴力団周辺者等による組織窃盗の検挙事例があるなど、組織的に行われるものもある。

古物営業法上の中止命令、捜査と両方の手段があると思うが、現場の方からは、捜査を担当する部署と中止命令を出す部署が異なっているので、その連携がとれておらず中止命令が十分に出されていないというような声も聞こえてくるところ、そのあたりはどのように把握しているのか教えていただきたい。

事務局： 捜査とは別途に中止命令が出されていることについて、発見される場所により警察署や都道府県警察も違う場合があり、必ずしも厳密な意味で、きっちりと連携が取れているということではないと思う。

全国の都道府県警察とは、色々な情報交換や照会のやり取りをできるだけスムーズに行うよう心掛けているが、もし、そこに時間がかかるとか、うまくいっていないということがあれば、実務的な観点から改良の余地はあると

思っており、その辺をどの程度把握しているのか教えていただきたい。

事務局： 照会について、中には時間がかかっているものもあるとの声が現場から上がっている。今後個別に御相談させていただきたい。

インターネット・オークションを組織犯罪集団がツールとしているかどうかというのは重要で、徹底して解明していただかなければいけないと思う。

カーナビのハードウェアは盗んできて、地図情報等のソフトはコピーを使うという方法があると考えられる。そこで、ソフトについて、ユーザー登録があると、製造番号を表示したシールがはがされた後も、ソフトが一体化して盗まれていれば、持ち主が分かると思うが、それに関しての分析があれば教えていただきたい。

事務局： 特に、その点の分析はしていない。

インターネット・オークションで売買する人達のお金に変える手段について、どのような機関が関わる手段があるのか。

一般的には銀行振込が多いと思うが、その他、現金書留で送ったり、まれに直接会って現金で渡すというのもあると思う。それから、一部はクレジットカードで支払っているケースもあるが、クレジットカードからクレジットカードに支払うという仕組みは、一般的にあまりないと思う。

事業者ごとに状況が違うと思うが、事前にクレジットカード、あるいは銀行口座を登録していただき、エスクローという形で送金を行っていただいている。

【委員から、損害保険データから見たカーナビ被害の状況について発表】

【委員から、市販カーナビの盗難防止への取組みについて発表】

カーナビのセキュリティ機能について、例えば携帯電話等であれば、既に盗難されたものや紛失してしまったものをロックする機能みたいなものが考えられているところ、恐らくカーナビの場合も、ネットワークにつながっている割合が増えてきていることから、盗難品を後から動かせないようにするなど可能かと思われるが、そういったことを検討されているのか教えていただきたい。

実際に通信でロックをするような機種というのも、一部では出てきていると思う。

今後色々な対策をしていく上で、ベースになる数字をきちんと最初から考えていく必要があると思う。その数字が減ったのか、増えたのかというのは、対策の効果を見ていくために非常に重要な指標となるので、増えているというのがもしあるのであれば、そちらの数字を出していただきたい。

盗難対策のないカーナビと盗難対策のあるカーナビのどちらが盗まれやす

い、どちらがインターネット・オークションに売られているのかという機種の数字はあるのか。

事務局： 警察庁では、そのような統計は取っていない。

損害保険データの調査においては、カーナビという名前でしかとれない。

物の特定は捜査の途上で行われるので、それは捜査現場で集めていただくしかないと思う。

インターネット・オークション事業者において、捜査関係事項照会が来ても、実際に盗品だったのかどうかという情報は一切来ないので、把握できない。

損害保険では、こういった被害があったときに、警察への届出が前提になっているのか、又は警察への届出がなくても対応されているのか、その点を伺いたい。

警察への届出は実質的にほとんど義務化されている状況。被害届の届出番号を警察に確認している。

事務局で把握している具体的な脅威、つまり取り組まなければいけない課題を、もう少し具体的に教えていただきたい。

事務局： 盗品が増えているのか、カーナビが増えているのか、その実態があまり分からないという話があったが、警察の方ではインターネット・オークションにおける盗品の流通が増えているというのはお示ししているとおりである。それを踏まえ、インターネット・オークション市場を盗品の処分場にならないよう、今後どのような対策を講じていくべきかということで、皆様に御意見をいただきたいと考えている。

【事務局から、古物営業法における古物競りあっせん業について】

カーナビの紐付けを行うデータベースと届出のデータベースを整備すれば、インターネット・オークションをやる人は、製造番号さえ照会すれば確実に盗難品かどうかわかると思う。

ユーザーから登録があれば、紐づけをして管理できるが、登録がなければ管理ができない。ユーザーの登録率については、2009年8月の時点で、一番多くのユーザーが登録をしているという会社で約4割が登録しているが、その会社においても残りの6割はユーザー登録がされていないので、それはメーカーとしてもわからない。

インターネット・オークションで盗品処分ができないようにしようというのは1つの手段かもしれないが、例えば「検挙事件におけるカーナビの処分先」だと、インターネット・オークションは19%で、古物商が33%、故買屋

が25%となっており、その出口対策でインターネット・オークションを閉じた場合、その他の流通経路に流れており、結局その盗品の件数あるいは盗品の処分、流通実態の全体は本当に減るのかと思う。

入り口対策として、カーナビ自体をユーザー登録しなければ起動しないようなシステムというのはいかなるのかどうか。そうすれば、ここも最初から100%で把握できて、入り口の面でユーザーかを把握する。それが万が一盗まれたという場合は、その紐づけがより容易になるし、また一番効率的だと思う。それは販売先、処分先がインターネットであろうが、古物商であろうが、個人売買であろうが、登録しなければそのシステム自体が使えないというのがベストなスキームではないかなと思う。

事務局： カーナビが盗られないための対策に関する御意見が非常に目立つが、基本的には、インターネット・オークションが簡単な処分先にならないように検討をしていただきたいと考えている。

インターネット・オークションの場で流通しなくなると、他の古物商とかに行くのではないかという御意見があったが、古物商等については今まで盗難品を処分できないように、色々な努力がなされてきている。一方で、インターネット・オークション市場における対応は、まだまだ十分ではないと考えている。このような状況において、このインターネット・オークション市場で流通しなくなると、他のところに流れていくということは必ずしも言えないと思う。

製造番号に係るIDをきちんと登録・管理するため、ユーザーの登録率の40%をどう上げるかということが解になると思う。また、インターネット・オークションにおいて、製造番号のついたものに絞ると、話はやりやすくなると思う。

シールを写真に写して、必ずその写真がないと出品しないでほしいと考えている。インターネット・オークション事業者においては、相当努力はしていただいているが、その製造番号、製品番号の登録というのは、純正について、登録がされていない。自動車工業会や自動車販売店なりが、お客様サービスとして登録をしていただくというのは必須だと思う。

必ずそのものを特定できるというような仕組みを作ることが必要だと思う。

また、盗品があるということを訴えかけることをインターネット・オークション事業者でも、もっと呼びかけていただきたい。

今回は、インターネット・オークションの側で盗犯防止対策について、議論を進めてまいりたいと思います。